

第77回国民体育大会日光市競技会輸送業務要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会輸送・交通基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における輸送業務について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、所轄警察署、関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送業務を実施する。

3 輸送業務の内容

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、次のとおりとする。

- ① 選手、監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 一般観覧者
- ⑤ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送業務の実施期間

輸送業務を実施する期間は、原則として大会開催の前日から競技期間中とする。ただし、実行委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(3) 輸送業務の範囲等

- ① 輸送は、輸送対象者の公共交通機関による輸送が困難な場合又は競技の実施に支障があると実行委員会が認める場合に行う。
- ② 一般観覧者を除く輸送対象者（以下「競技会参加者」という。）の輸送は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場等の相互間において行う。ただし、大会参加者の到着時における宿舎までの輸送は、実行委員会が必要と認める場合を除き、行わない。

③ 一般観覧者の輸送業務の範囲は、実行委員会が指定した乗降駅、遠隔地にある指定駐車場及び競技会場の相互間において行う。

(4) 輸送体制

輸送業務を円滑に進めるため、実施本部内に必要な人員を配置して輸送業務を行う。

(5) 指定集合地

実行委員会は、輸送業務を行う場合において、輸送の効率化を図るため、バス事業者等と協議の上、必要に応じて指定集合地を設ける。

(6) 輸送経路

実行委員会は、参加人数、時間帯、道路交通事情等を考慮し、所轄警察署、バス事業者、関係機関、関係団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

(7) 輸送計画

実行委員会は、この要項に基づき、所轄警察署、道路管理者、バス事業者等の協力を得て、輸送対象者、輸送経路、車両台数、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

4 輸送力の確保

(1) 車両の確保

実行委員会はバス、タクシー等の借り上げにより、輸送に使用する車両の必要台数を確保する。

(2) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要に応じて関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請する。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、輸送業務の実施期間中、競技会場等に若干の予備車を保有して緊急時に備える。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送業務に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。